



the most beautiful
villages
in japan

「日本で最も美しい村」連合

日本で最も美しい村 東白川村
次世代に繋ぐ地域の絆、再生する村づくり



東白川村議会活動情報紙

くらしと議会



表紙写真：定例会の様子

No.171

2020.8.15

年4回発行
定例議会毎

第2回定例会

- 02 6月定例会／条例改正・補正・その他
- 03 一般質問
- 03 AEDの外部設置と増設。
命をつなぐ講習について ～ 今井美道 議員
- 04 新型コロナウイルス感染症対策 保育園、
小・中学校における現状と今後について ～ 今井美和 議員
- 05 複合災害時の避難所対応について
新旧診療所施設周辺の今後の活用について ～ 安保泰男 議員
- 06 東白川国保診療所及び介護老人保健施設の
移転開設後の運営等について ～ 安江健二 議員
- 07 株式会社ふるさと企画について ～ 桂川一喜 議員
- 08 5月臨時会／可茂土木との行政懇談会／議員のひとこと

人口 2,193人

(令和2年7月31日現在)

発行：東白川村議会 編集：議会報編集委員会

〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 548 番地 ☎ 0574-78-3111 <https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/>

令和二年第二回定例会を開催

千円増額

施設維持管理費

三百三十二万二千円
の増額等の補正

を行いました。

⑤下水道特別会計補正予算
(第一号)
補正額 三十八万二千円
増額

一般管理費二十八万二千
円の増額を行いました。

⑥国保診療所特別会計補正
予算(第一号)
補正額 六百九十七万千
円増額

備品購入費五万千円のほ
か人件費等の補正を行いま
した。

⑦後期高齢者医療特別会計
補正予算(第一号)
補正額 十八万七千円増
額

後期高齢者医療保健事業
(一体化事業) 十八万七千
円の増額を行いました。

◆財産の取得について
第二部四班(神付)に配
置されている消防団の小型
ポンプ付積載車の老朽化更
新について、財産取得を議
決しました。

◆東白川村農業委員会委員
の任命につき認定農業者等
が委員の過半数を占めるこ
とを要しない場合の同意に
ついて
村の農業委員会委員につ
いて、少なくとも委員の四
分の一を認定農業者等及び
準ずる者とすることに同意
しました。

◆東白川村農業委員会委員
の任命につき認定農業者等
が委員の過半数を占めるこ
とを要しない場合の同意に
ついて
村の農業委員会委員につ
いて、少なくとも委員の四
分の一を認定農業者等及び
準ずる者とすることに同意
しました。

令和二年六月の定例会は六月十九日に開催されました。
一般質問は五人が登壇し、村政全般にわたって質問しました。
議案等は、条例改正六件、補正予算七件、その他十六件、
追加議案一件を審議し、それぞれ可決し、同日閉会しました。

◆条例改正

①東白川村国民健康保険税
条例の一部を改正する条例
について

法改正に伴い、五割軽減、
二割軽減の判定基準の改正
を行いました。

②東白川村税条例等の一部
を改正する条例について

法改正に伴い、規定の新
設、改正及び税法との整合
を図る改正を行いました。

③東白川村固定資産審査委
員会条例の一部を改正する
条例について

法改正に伴い、規定の改
正及び村条例との整合を図
る改正を行いました。

④東白川村後期高齢者医療
に関する条例の一部を改正
する条例について

県広域連合条例の一部改
正に伴い、傷病手当申請の
受付事務を加えました。

⑤東白川村国民健康保険条
例の一部を改正する条例に
ついて

新型コロナウイルス感染症
に感染した被保険者等に
係る傷病手当に関する規定
を加えました。

⑥東白川村営その他住宅の
設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例につ
いて

中根荘三号、四号を廃止
したことによる所要の改正
を行いました。

◆補正予算
①一般会計補正予算(第三
号)

補正額 一億千七百七十八
万三千円増額

庁舎別館屋上防水工事千
二百三十二万円、新型コロナ
ウイルス感染症対策事業
三百五十五万二千円、お食
事券事業六百二万二千円、

プレミアム付商品券発行事
業四百五十万円、ふるさと
便事業百三十一万円、避
難所生活確保事業八百万三
千円、白川茶新茶販売促進
事業四百三十九万九千円、
高齢者世帯等商品券交付事
業三百三十九万円、子育て
世代への給付金支給事業二
百五十七万三千円、国民健
康保険特別会計繰出金△十
八万三千円、介護保険特別
会計繰出金△二百一十七万
円、障害者地域生活支援事
業百二十五万円、地域包括
センター運営事業四百四十
八万六千円、高齢ドライ
バー安全対策事業五十六万
円、保育環境改善等事業五
十万円、診療所特別会計
運営費繰出金六百九十七万
千円、新世紀工房貸付金千
万円、村有林管理事業十四
万七千円、(株)ふるさと企画

貸付金八百七十万円、道路
橋梁維持事業七百万円、緊
急自然災害防止対策事業千
百九十万円、学校保健会費
三十四万七千円、人事異
動に伴う人件費等のほか、
手当などの増減、新型コロナ
ウイルス感染症対応地方
創生臨時交付金等による財
源補正を行いました。

②国民健康保険特別会計補
正予算(第一号)
補正額 五万八千円増額

傷病手当一万円、国民健
康保険事業費納付金医療給
付分△十八万円、後期高齢
者支援金分十二万六千円、
介護納付金分二十六万五千
円等の補正を行いました。

③介護保険特別会計補正予
算(第一号)
補正額 四百四万六千円
減額

会計年度任用職員等の人
件費を一般会計にまとめた
ことによる減額補正を行
いました。

④簡易水道特別会計補正予
算(第一号)
補正額 四百一十一万三

千円増額

一般質問 (今井美道議員)

第二回定例会で五人の議員からコロナウイルス関連を中心に行政全般について質問がありました



・AED（自動体外式除細動器）の外部設置と増設。命を守る講習について

Q・AEDの設置状況について

村におけるAEDの設置施設と設置場所、持ち出し対象者は一般に向けているか。また、施設閉鎖時に使用は可能か伺います。

A・村内には屋内十五か所にAEDが設置されている
(総務課長)

現在村内には、十五か所の施設に、AEDが設置されており、設置場所はすべて屋内となつています。電極パッド共用で、AED本体側で大人と子どもを切り替えるタイプは、道の駅茶の里東白川の新世紀工房事務所に一般対象として設置してあります。防災センター、

はなのき会館、総合グラウンドは、その施設利用者を対象に設置してあります。小学校、中学校、みつば保育園は職員室にあり、職員及び園児、児童、生徒を対象者にしてあります。小学校と中学校体育館は利用者を対象に設置

してあります。白川茶屋には、来店利用者を対象に設置してあります。電極パッドを差し替えるタイプは、役場の正面玄関と保健福祉センターに設置したものは、一般対象、

診療所は老健利用者、五加サロンは利用者を対象に設置してあります。神戸ふれあいサロンには大人用が設置してあり、施設利用者を対象にしています。役場は、宿日直が

いるので、いつでも持ち出し可能ですが、他の施設については、一般対象であっても施設内の設置で開店している間や、施設利用時にAEDの使用が限られているのが現状です。

Q・AEDの外部設置の実現性および増設について

AEDを建物内部ではなく、既存の物を一般の方々がいつでも使えるように建物の外部への設置に切り替えることの実現性と村民の方々が数分

取りに行ける場所を検討し、増設を図る考えについて伺います。

A・AEDの外部設置と新たに消防施設への配置を検討する
(村長)

販売代理店に確認したところ、屋外設置も可能であると回答をいただいております。またリース品については盗難保険もリース料に含まれているということを確認しました。これらのことを考慮し、すべて屋内設置して

いましたAEDについて、一部を屋外に暑さ、寒さに対応する専用の保管箱を設置して管理するなどの方法を検討し、現在保有しているAEDの設置施設を再編成する形で対応を検討してまいります。また、今後、村全体の設置計画を見直し、

消防の拠点施設五か所には一般用外部配置できるようスピード感を持って検討を進めてまいりたいと考えております。

Q・救命講習について

心肺蘇生とAEDの取り扱いを学ぶ講習が受講できますが、命を守る施策として、広く、また強く村民の方々に働きかける事が必要と考えます。

A・消防団を中心に救命講習を受講しており、講習が再開された折には自主防災会を中心に講習会等の実施、取り扱いの技能の普及を図っていく
(村長)

現在、消防団員や役場の職員はほぼ全員講習を受けておりますし、神土五加のサロンの従事者、そして保育園では職員が講習を受講しており、また会社等にお勤めの方は講習を受けている方も多くあると推察しております。こうして考えますと、村全体で消防団で受講された方が大変多いということもあって村民の

三十%ぐらいが講習を受講していただいているのではないかと推察いたします。役場も新しい職員が

増えてきておりますので、まずはAEDの操作ができるように年度当初から指示をしていたところではございましたが、現在は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、講習は可茂消防事務組合としては中止という状況でございます。新人職員には指導員の資格保有者が五名おりますので、新人職員には感染防止に留意しながら指導員からAEDの使い方講習を行ってまいりたいと考えております。新型コロナウイルス感染症が終息して消防署員による講習が再開された折には、総合防災訓練や地域の行事の中で時間を割いていただき、自主防炎会を中心に講習会等を行い取扱いの技能の普及を図ってまいりたいと考えております。

一般質問 (今井美和議員)



・ 新型コロナウイルス感染症対策 保育園、小・中学校における現状と 今後について

Q・保育園、小・中学校における感染予防対策について

子供たちが安全・安心に保育園、小・中学校へ通えるよう、どのような感染予防の対策をしているのか伺います。

A・早期に備品を準備し、予防指導については、ガイドラインに沿った対応を実施しています

(教育長)

早い時期から感染予防のために備品を発注しました。保育園、小・中学校の全ての子供に一人につきマスク五十枚、施設用の消毒液、手指消毒用アルコール、非接触型体温計、滅菌型加湿器を学校再開前にゆとりを持って設置したり、配付したりすることができました。第二弾としてエプロン、フェースシールドを配付しました。

感染予防の指導については、県の学校再開ガイドラインに沿った対応をしています。その中で特に有効なのは、チェックシートを使った毎日の点検です。換気など学校で

の生活場面に即した点検や、体調不良を訴えた生徒への対応、教職員の健康管理についてなど、三十項目以上をきめ細かくチェックするシートを使ってまいります。このほか、朝の登園、登校時には検温、小・中学校では健康チェックカードの確認を行っております。また、スクールバスの運行についても感染防止対策を講じていますが、どうしても密状態になる場面が出てきます。そのため保護者による送迎を依頼する文書を発出して、多くの保護者の協力を得ております。保育園でも小・中学校でも机の間隔を開けています。中学校で現在は元の状態に戻したそうです。以前は教室を特別教室や別の空き教室に変更し、密状態の回避に取り組んでいました。また、小・中学校ではトイレや階段を学年ごとで使用場所を指定して、人が集中しないようにしております。給食について会話はしないという方針の下、保育園は各教室で

机を離して、小学校はラウンジで従来の対面式から全員同一方向を向かっての食事としています。配膳については職員で対応しています。中学校では、ラウンジのほかに家庭科の調理室でも給食を取っていましたがこれは現在、元に戻したと聞いております。

Q・CATV、タブレットを使った授業の成果と課題について

(教育長)

休校中、村ではCATVを使った授業、タブレットを使った遠隔授業が行われました。その成果とこれからの課題を伺います。

A・くわしい成果についてはこれから検証していく

(教育長)

CATVについて保育園では、ダンス、中学校では、数学、国語、音楽などを八日間、三十三コマの授業を行いました。中学校における数学の授業ではCATVとタブレットを同時に使いながら授業を行う遠隔授業を試験的に実施しました。そのほか中学校では、生

徒会の学校再開に向けての生活づくりのキャンペーンやアンケート調査、連絡にもタブレットを使用しました。小学校では、校長の挨拶、歯磨きの人形劇、本の紹介、先生からのメッセージなど四日間、二十三コマの授業を行いました。小学校の狙いは、授業というよりも休校期間中に学校とのつながりを子供たちに意識づけることが主でした。小学校では一人一台のタブレット配付は行いませんでしたが、学校再開日には各教室にてオンラインで集会を行いました。

以上のような取組を行ってきましたが、成果についてはこれからの検証を待たねばなりません。しかし、学校からのメッセージや映像がないよりははるかに子供たちの興味関心を引きつけることができ、先生との出会い、再開を楽しむことができました。先生は、操作方法を研修する機会となりました。子供たちの反応は、提出期限が設定されているので自分のペースで勉強できた、提出状況がすぐ分かるので一緒に学習している感じがした、体操のやり方を動画で見ることができたので、よく分かって楽しくできたなどのプラスの意見が多くあります。しかし、中には考える時間が短く、やり切らないうちに授業が進んでしまった、教科書を用意する前に授業が進んでしまった、質問ができないので答えの正誤を不安に思うことがあったといった声もありました。これから問題はCATVの授業だけでなくタブレットを使った授業でも起こりました。それは、使用しているアプリがリアルタイムにやり取りができないタイプだからです。今回、タブレットを使った授業が主でしたが、リアルタイムで会話ができるアプリを使えば、教育相談や子供たちの心のケアも可能で、使用環境を整えることでタブレットの活用も広がると考えております。

一般質問 (安保泰男議員)



- ・ 複合災害時の避難所の対応について
- ・ 新旧診療所施設周辺の今後の活用について

Q・今後の避難所の対応について

県より災害時の新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐために作成された避難所運営のガイドラインが発表されていますが、村の避難所対応について伺います。

A・ガイドラインに沿った避難所運営を実施し、避難者の感染防止に努める (総務課長)

新しく避難所に指定する施設について予定はありませんし、予算や今後の維持費を考慮しますと、新しく避難所となる施設の建設も予定はしていません。村では間仕切りやパーティションを設置して個人の空間とプライバシーを保護しつつ、感染防止を図ってまいります。また簡易なベッド、消毒液や非接触型体温計、ゴーグル、フェースシールド、防護服等を購入し、ガイドラインに沿った避難所運営に努めたいと考えております。また、災害の大規模化、長期化した場合には、学校の教室開放も視野に入

れなくてはいけないと考えております。もし、避難所で発熱した方があった場合には、施設もしくは別の部屋に移動してもらいなどの対応を行います。

安全な親戚の家や頑丈な造りの建物に避難することも有効です。車中泊については、推奨しておりませんが避難が長引いた場合は非常に有効ですので、避難所付近のグラウンドや駐車場につきまして確保するように避難所マニュアルにも規定しております。空き家はすぐ使えるわけではないので、マニュアルの中で空き家の活用は入れてお

Q・指定避難所以外の避難について

自宅待機または親戚の家や車中泊は避難所として認められるのかまた、空き家の活用について伺います。

A・土砂災害警戒区域外であれば有効な避難場所となる場合もある (総務課長)

六月に自治会配布をしましたハザードマップで土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域には黄色や赤、グレーの色がついております。この区域にお住まいの方は、避難勧告や避難指示が発令された場合、速やかに避難することが非常に重要です。ハザードマップにて色のついていないホワイトゾーンの方につきましては三密を避けるために自宅待機や垂直避難をお願いしております。同様

に安全な親戚の家や頑丈な造りの建物に避難することも有効です。車中泊については、推奨しておりませんが避難が長引いた場合は非常に有効ですので、避難所付近のグラウンドや駐車場につきまして確保するように避難所マニュアルにも規定しております。空き家はすぐ使えるわけではないので、マニュアルの中で空き家の活用は入れてお

Q・避難所の支援体制、復興支援体制について

災害ボランティアについて感染拡大防止の観点から支援が限られ、負担増になると思われます。このような事態を想定して避難所の支援体制および復興支援体制について伺います。

A・災害時、役場機能の復旧等、体制が整うには時間をかかると自己防衛の意識を持っていただきたい (総務課長)

村の避難所運営マニュアルでは、災害発生後一日をめどに避難者と村の施設管理者が協力して避難所運営委員会を組織し、避難者全員による自主運営を目指すとしています。その後、役場機能の復旧に併せて連携を取った避難所運営に徐々に移っていきます。

復旧支援体制ですが、村が災害協定を結んでい自治体や団体、国、県による支援、自衛隊の災害派遣で復興が進んでいくこととなります。これらの応援態勢が整うには時間もかかりますので、自らの命は自ら守るという気持ちで地域の皆さんが力を発揮していただくこととなります。

Q・新診療所施設周辺の活用および旧診療所・老健施設について

新診療所施設周辺および旧診療所・老健施設の活用について伺います。

A・サービス開始後に総合的に判断し検討していく (村長)

新診療所周辺の土地は、医療福祉ゾーンの再構築地帯としており、せせらぎ荘等の移転候補地、防災用、ヘリポート離着陸場として検討しています。山口工業様横の村有地は、駐車場、村営住宅等を検討、購入した経緯がありますが、可茂消防事務組合より現在の分遣所は老朽、狭小であり、白川町の黒川・中川区のカバーを考え、新しい診療所付近の希望があり、現地を前向きに検討することになっております。更新時期は数年後ですが、今後、話を詰めてまいります。

一般質問 (安江健二議員)



・東白川村国保診療所及び介護老人保健施設の移転開設後の運営等について

Q・国保診療所の外来患者数及び診療費について

令和二年度の国保診療所の現在における外来患者数及び診療費の状況と他町別に外来患者数を伺います。

A・開設以降、外来患者は増加していたが、コロナウイルス感染拡大の影響を受け、四月以降は減少している(診療所局長)

令和元年度の外来患者数は、平成三十年度と比較して百三十人多い、のべ一万二百六十九人となりました。外来収益ですが、二百六十四万三千円増の七千六百七十四万七千余円となりました。開所以降の外来患者数は前年と比較して十二月から三月は増加しており、新診療所移転の影響があると推察できます。令和元年度の外来患者数は一か月平均で八百五十五人ですが、今年度は四月が七百九十人、五月が七百三十一人となり、コロナウイルス感染拡大の影響で診察を控えた方が増えたことや長期処方の実施等により外来患者数

が減少したと考えられ、コロナ禍の影響が色濃く表れました。

他町別の患者数ですが、十一月から三月までの初診の方は、白川町黒川地区の方が百八十二人、その他白川町の方が十八人、中津川市付知町の方が一人です。

Q・老健施設の運営状況について

老健施設の運営状況について伺います。

A・長期利用者が減ったため延べ利用者、収入とも減少(診療所局長)

老健施設の延べ利用者数は平成三十年度と比べのべ三百四十四人減となり、収入は四百五十三万七千余円減となりました。延べ利用者数を月別で見ますと七月、九月、十月、十一月において、利用者が減少しています。原因の一つは、長期利用をされていた四人がお亡くなりになられたことです。その後、長期で入所される方がすぐに見つからないことも起因するものです。また十一月は、引越

のために一旦退所していただいたことも大きな減少の原因です。

Q・コロナウイルス感染対策と支援について

国保診療所のコロナウイルス感染に関しての医療スタッフの安全対策と支援について伺います。

A・感染しない、持ち込ませない安全対策を実施し、物的支援も受けています(診療所局長)

スタッフの安全対策としてマスク、眼鏡の着用は必須とし、必要に応じて手袋を使用しています。ハイリスクな処置には防護服着用としています。また、施設内に危険ゾーンと安全ゾーンの動線を設定しました。施設内では定期的な消毒の他、環境整備を行いました。健康管理として、出勤前と到着時の検温を行い、発熱等があった場合は出勤停止としています。また、所内にウイルスを持ち込ませないため、患者、老健施設の利用者のマスク着用と電話予約、遠隔診療を導入

面会を制限、遠隔面会の整備等を行いました。

また、厚労省、医師会等からマスク等の支援もあり、およそ半年程度は十分に賄えるストックは確保している状態です。

Q・高齢者を意識した医療の実施について

今後、増加傾向にある高齢者を意識した医療の実施について伺います。

A・寝たきりにならない対策を取っています(診療所局長)

高齢者で最も心配される寝たきりの対策として骨密度測定器を導入し、高齢者のリハビリテーションを専門としていた理学療法士を採用しました。新診療所には、転倒しても骨折しにくい床材を取り入れ、利用者の動線を妨げない取組も併せたバリアフリー化をしています。

めどに再整備を予定、保健福祉部門との連携の確保が課題 (村長)

医療福祉ゾーンの施設整備について保健福祉センター等は補助金の耐用年数に達していないこともあり、当面は現在のままで活動し、おおむね二十年後をめどに新診療所敷地に施設整備をする時期が来ると考えています。また、計画では、数年内に民間事業者の参入も視野に入れて公設民営によるサービス付高齢者住宅の施設を検討していますが、老健および周辺施設の利用状況等も注視し、検討します。運営面では開所後、施設が離れたため連携を確保することが課題と考えます。これまでに以上保健福祉部門とのミーティングを実施しています。また、予防接種など保健福祉部門の業務を診療所が受託、保健事業の

がん検診の一部を新しい保健福祉ゾーン、現在の診療所の広い敷地を利用する等保健・福祉・医療のつながりをこれまで以上に確保していきます。

A・おおむね二十年後を

一般質問 (桂川一喜議員)



・株式会社ふるさと企画について

Q・村・村民にとって、ふるさと企画とは

村の第三セクターであるふるさと企画は村や村民にとってどのような会社なのか伺います。

A・ふるさと企画とは村の産業振興、雇用創出など公共性・公益性の高い事業を民間手法を活用し、行政に代わって実現することを使命として事業展開を行う組織(村長)

ふるさと企画は平成三年に村と村民による出資の株式会社として設立しました。村が整備したふるさとセンター、つちのこ館、こもれびの里、レストラン味彩の施設を管理受託し、「とまとのまんま」の製造販売、交流事業としてパンづくりやカレーバイキング、山の幸バイキング、こもれびの里での宿泊体験事業など多岐にわたって展開しています。平成九年度から十年間は単年度決算で黒字でしたが、この十年間は赤字となる年が増えています。

白川村の活性化、特産品に付加価値をつけて販売、交流事業では人と物とお金を都市から村へ還流させ、これらの事業による雇用創出、こういったことを目的とした会社と言えます。別の言い方をすれば、民間企業の立地が期待できない本村において、産業の振興や雇用機会の創出など公共性、公益性の高い事業を効率的に民間手法を活用して行政に代わって実現することを使命として事業展開を行う組織、それがふるさと企画であると定義できると思います。

Q・コロナウイルス感染拡大の影響とその対処について

コロナウイルス感染拡大の影響とその対処について伺います。

A・今までの事業形態では立ち行かなくなっている(地域振興課長)

ふるさと企画は今まで行ってきた事業形態では会社運営は立ち行かなくなっている状況です。営業自粛によるトマトジュースの販売低迷、名古屋

女子大学の給食事業の取りやめ等もあり、販売部門の売上は大幅減となりました。交流部門についてはカレーバイキングの提供が難しくなると、名古屋圏等からの誘客事業の活動自粛のため観光客の呼び込みが難しくなり、売上も減少しました。このため、雇用調整助成金、持続化給付金を申請しております。当面の間、トマトジュースの製造とトマトの生産は予定どおりを実施し、交流部門については感染予防に関するチェック項目に沿って、感染予防に最大限の注意を払いながら事業を再開している状況です。

A・ふるさと企画の再建に向けて、九月末をめどに再生計画を立てる(村長)

コロナウイルス感染拡大の前でもトマトジュースの原料の収穫量減、来客数の低下などが理由で経営が悪化しており、それに加えて正社員の離職などの悪循環が重なり、経営体制を再構築する必

要を感じていました。そこで、今年度からこもれびの里の管理委託料の増額や元地域おこし協力隊員の中野君を村の負担で雇用するなど対策を考えていたところにコロナウイルス感染拡大により追い打ちがかかったという状況です。これらの状況下で、令和元年度の決算実績を踏まえ今後の見通し、売上げ予測、キャッシュ・フロー、金融機関への返済などについて検討を進めてまいりました。その結果、コロナウイルス感染拡大のための休業補償の意味合いも含めて、九月までの資金手当てがつかうように本定例会に八百七十万円の貸付金を補正予算に計上しています。しかし、これはあくまでも三月から九月までの資金手当てであつて、このままコロナウイルス感染拡大の影響が相対期間長引くと予想されることや、主力の製品であるトマトジュースの原料不足などを考えると会社の存続自体が危ぶまれる事態となります。そこ

で、九月末をめどにこの会社の再生計画を立てることとしました。議会からも産業経済常任委員会、委員長の桂川一喜議員、副委員長の安江健二議員に参加を頂き、地元金融機関の支店長や高井会計にも経営改善の専門家をお願いし、ふるさと企画の社長はもとより社員、パート職員の意見も反映する形で精力的に短期・中長期の経営再建案を策定し、それに基づきこの会社を立て直す決意でございます。私としても、創立以来携わってきた会社であり、忸怩たる思いがあります。このような状態になった責任は大いに感じておりますが、コロナウイルス感染拡大という未曾有の危機に面し、この第三セクターの会社が東白川村にとって真に必要な会社として事業を展開し、会社設立当時の目的を見失うことなく立ち直らせることが私の責任であると考えて、御理解と御協力をお願いして答弁いたします。

5月臨時会が開催されました

令和二年第三回臨時会を開催

令和二年五月十五日に臨時会が開催されました。

議案は、補正予算一件を可決し同日閉会しました。

◆補正予算

①一般会計補正予算(第一号) 補正額 二億三千百三十三万五千円増額

新型コロナウイルス感染症対策事業四百四十五万三千円、特別定額給付金事業二億二千二百五十三万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業三百六十万円、子育て世帯臨時特例給付金事業二百六十九万三千円等の増額補正を行いました。



行政懇談会の様子

可茂土木事務所との行政懇談会

六月二十四日に、県への要望を目的とする可茂土木事務所との懇談会がありました。今年度はコロナ禍の中、毎年行っていた現場視察は中止しました。

要望提案は、道路の維持管理、改良、河川管理、急傾斜地崩壊対策など全部で十三項目にわたって行いました。その中には十年以上前から要望を続けているものもあり、今回は具体的な施策が始まることを確認させていただきました。(五葉会館付近交差点の改良、白川街道の雨量規制の緩和、畑薙橋の架け替え越付知線狭小部の対応等) その他にも緊急性が認められたいくつかの事業着手の説明もいただきました。住民の安全と安心を確保するために、出来るだけ多くのことを、出来るだけ早急に実現することが必要ですが、限られた予算の中、村も県も国も、優先順位を整理し実現に向かって努力しています。可茂土木事務所との懇談会は、その為に必要な会議です。

これからも村民の声を議会にお届け頂き、その声を行政に伝えていく役割を果たしていきたいと思えます。



五葉会館付近交差点



畑薙橋の狭小部分

全国に新型コロナウイルス緊急事態宣言が四月十六日から五月六日まで期間発令された。

そして更に五月三十一日まで延長、外出の自粛・遊興施設・飲食店などへの休業

要請・公共施設の閉鎖・行事イベントなどは全て中止、

春休みを挟んで学校の休校が長期化し、親も子供もストレスのたまる生活を続け感染防止に努められてきた。

今後、子供達の学習の遅れが大変心配される。

高齢者の生活も趣味のサークルや軽スポーツにも通えず、家に閉じこもりがちな生活が続いた事で様々な病気にもかかりやすくなっていると

されており心配されます。

東京五輪・パラリンピックの丸一年延期五輪の開催は新型コロナウイルス

議員のひとこと

ルスの終息が大前提、世界各国が協力して治療薬・ワクチンなどが早期に開発され見えない敵に打ち勝てることを信じて今は耐え忍ぶしかないだろうか。

今年の夏も予報では暖かい空気に覆われやすいため気温は高いと言う事なので、夏物の蒸れないマスクが必要になる。

これからの時期水害や土砂崩れに対する備えに避難所でのコロナウイルス感染防止も欠かすことが出来ない。

今後一人、一人が災害への備えとコロナウイルス感染防止に心がけていかなければならない。

この記事を読んでいただく頃には新型コロナウイルスが収束している事を願っています。

文責 樋口春市